

3 調査地域

調査地域は、対象事業の種類や事業規模、地形や水深、潮流による水質汚濁物質等の輸送の範囲、温排水拡散推定範囲、漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態等を考慮して設定する。

また、対象事業実施区域の周辺の区域に藻場、干潟、サンゴ群衆など環境影響を受けやすいと認められる対象が存在する場合には、それらの位置等に配慮して調査地域を設定する。

地域概況調査により、事前に周辺に対象事業の影響を受けるおそれのある重要な種及び重要な群落の分布することが明らかな場合は、それを含むように調査地域を設定する。

4 調査地点

調査地点は、調査地域内の海生動物相を把握するために、対象とする海生動物の生息特性を踏まえ、生息環境を網羅するよう調査地点又は経路を設定する。

また、調査地域及び周辺の地域に干潟、藻場、珊瑚礁など環境影響を受けやすいと考えられる対象が存在する場合は、それらの位置等に配慮して調査地点等を設定する。

なお、重要な種及び注目すべき生息地については、資料調査結果により確認された地点及び生息が予想される場所において調査地点又は経路を設定する。

5 調査期間等

文献その他の資料は、極力最新のものを持ちいる。

現地調査の期間等は、海生動物の生育・分布状況、季節変動を把握できるような期間、時期及び時間帯に行い、原則として年間を通じ各季節1回以上行うものとする。

藻場については、繁茂期を中心に調査を行い、必要に応じて衰退期を加えるなど藻場の消長に配慮する。

干潟については、干潟全体が干出する大潮時の干潮時に実施するなど調査時期、時間に配慮する。

13-10 予測

1 予測の基本的な手法

(1) 工事の実施

工事の実施に伴う濁りの発生等による海生動物への影響については、調査結果から予測対象とする海生動物及びその生息に関する情報（分布状況、生育状況、生理・生態、生活史等）と工事の実施による水質等の予測結果に基づき、生息環境の改変の内容、箇所及び程度について、予測対象とする海生動物ごとに類似事例の引用、解析又は学識経験者等の専門家の意見を参考に予測する。類似事例の引用又は解析によるときは「類似している」と考えられる理由を明示する。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在に伴う生息場の消失及び流況等の生息環境の変化による影響については、調査結果から予測対象とする海生動物及びその生息に関する情報（分布状況、生息状況、生理・生態、生活史等）と対象事業の土地又は工作物の具体的内容及び流況等の予測結果に基づき、生息地の消失及び移動経路の分断、生息環境の変化の内容、箇所及び程度について、予測対象とする海生動物ごとに類似事例の引用、解析又は学識経験者等の専門家の意見を参考に定性的に予測する。

対象事業の供用に伴う生息環境の変化による影響については、調査結果から予測対象とする海生動物及びその生息に関する情報（分布状況、生息状況、生理・生態、生活史等）と対象事業の施設の供用に伴う排水等による水質等の予測結果に基づき、生息環境の変化の内容、箇所及び程度について、予測対象とする海生動物ごとに類似事例の引用、解析又は学識経験者等の専門家の意見を参考に定性的に予測する。類似事例の引用又は解析による場合は「類似している」と考えられる理由を明示する。

2 予測地域

予測地域は、調査地域に準じる。

3 予測対象時期等

(1) 工事の実施

工事の実施における予測は、工事の実施に伴う濁りの発生等による海生動物の生息環境の変化による影響について行う。

工事の実施における予測対象時点は、原則として工事の最盛期（濁りの発生量のピーク時等）とする。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在における海生動物の予測は、工作物等の存在により生息場が消失する直接的な影響及び潮流等の生息環境の変化による間接的な影響について行う。予測対象時点は、原則として工事が竣工した時期以降とし、事業特性を勘案し、海生動物及び生息環境に影響の大きい時点に設定する。

供用における海生動物の予測は、施設の供用に伴う排水等による生息環境の変化による影響について予測を行う。予測対象時点は、事業特性を勘案し設定するが、供用開始後ある程度の時間が経過し、施設の供用が通常の状態になり、かつ、海生動物の生息が安定し、環境保全のための措置の効果が確認できる時点に設定する。

13-11 評価

1 評価の基本的な手法

(1) 影響の回避・低減に係る評価

調査及び予測の結果及び環境保全措置を行った場合にはその結果を踏まえ、対象事業の実施に伴う海生動物への影響が可能な限り回避・低減されていること及びその程度並びに必要な応じ代償措置により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。

評価に当たっては、海生動物に係る知見を生かして、重要な種のみに着目せず、動物群集の多様性、安定性等の観点を考慮するものとする。

(2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。